府令

○内閣府令第四十一号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、及び消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十四条第二項第十一号の規定に基づき、消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年六月二十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令

消費者契約法施行規則（平成十九年内閣府令第十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項第二号中ロを削り、同号ハ中「及びロ」を削り、同号ハを同号ロとする。

附　則

この府令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

府令・省令

○内閣府令・総務省令第一号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、及び特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）を実施するため、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年六月二十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

総務大臣　川端　達夫

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する命令

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律施行規則（平成十四年総務省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第二号中「（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）」を削る。

附　則

この命令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

省令

○総務省令第五十五号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、及び携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）を実施するため、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十五日

総務大臣　川端　達夫

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号イ中「外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第五条に規定する外国人登録証明書」を「出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書」に改め、「（昭和二十六年政令第三百十九号）」を削り、同号ニ中「、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書（地方公共団体の長の外国人登録原票に登録された事項を証する書類をいう。）」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（以下「入管法等改正法」という。）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

（経過措置）

2　当分の間、改正後の第五条第一項第一号イに規定する在留カード及び特別永住者証明書には、入管法等改正法附則第十五条第一項及び第二十八条第一項の規定により在留カード又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書を含むものとする。

3　外国人登録原票の写し及び外国人登録原票の記載事項証明書（地方公共団体の長の外国人登録原票に登録された事項を証する書類をいう。）は、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、第五条第一項第一号ニに掲げる書類とみなす。

○総務省・経済産業省令第三号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、及び青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）第二十四条第二項の規定に基づき、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づくフィルタリング推進業務を行う者の登録等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十五日

総務大臣　川端　達夫

経済産業大臣　枝野　幸男

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づくフィルタリング推進業務を行う者の登録等に関する省令の一部を改正する省令

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づくフィルタリング推進業務を行う者の登録等に関する省令（平成二十一年総務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「又は外国人登録原票の写し」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第二条第二項の規定の適用については、外国人登録原票の写しは、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、同項第二号に掲げる書類とみなす。

○法務省令第二十八号

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行に伴い、並びに出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六条第二項、第七条第一項第二号、第七条の二第一項、第二十条第二項及び別表第一の五の表の下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十五日

法務大臣　滝　　実

出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する省令

（出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正）

第一条　出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三特定活動の項資料の欄第二号イ中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に、「第三十一条」を「第三十条の二第一項」に改め、同号ロ中「第三十一条」を「第三十条の二第一項」に改める。